

令和 7 年度

大田区任期付職員採用選考案内

(子ども家庭総合支援センター開設準備・係長級)

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと
で、給与・勤務時間などは他の正規職員と同様の取扱いです。

令和 7 年 5 月 23 日
大 田 区

1 背景

大田区では、令和 8 年度中に東京都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターが一体となった（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを設置し、都と区の連携強化を図ることで、一元的かつ総合的なこども家庭相談支援体制の構築を目指しています。

開設準備を担当する係長として、開設前には心理職員の指導・育成、円滑な準備業務を行うとともに、開設後には心理職のスーパーバイザーとして統括業務を担っていただける職員を募集いたします。

2 職務内容、採用予定数等

職務の級	採用 予定数	職務内容
係長級	1 名	1 心理職員育成のための研修企画・実施 2 親子支援プログラムをはじめとする、予防的観点からの区心理職 の具体的取組に係る検討及び実施に際するスーパーバイズ 3 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターでの新たな都区連携体 制構築に向けた検討の支援 4 心理職のスーパーバイザーとしての統括業務

3 任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※業務の都合等により、採用日から 5 年を限度に延長する場合があります。

4 受験資格（年齢・性別・国籍は問いません。）

以下の①から④までの条件をすべて満たしていることが必要です。

① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人又はこれに相当する人（※）

※大学において心理学科に類する学科・専攻・コース等を卒業した人又は大学院において心理学を専攻する課程若しくはこれに類する課程を修了した人を指す。

② 民間企業等における心理に関連する業務従事歴が直近 18 年中 12 年以上ある人で、そのうち、児童相談所等での業務従事歴（児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務）が 5 年以上ある人

③ 児童心理司スーパーバイザー（係長級以上）としての業務従事歴が 3 年以上ある人

④ 地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない人

※④については参考をご確認ください。

5 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和7年7月下旬 ◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を郵送します。

(2) 第二次選考

選考方法	口述試験
実施日	令和7年8月4日から8月6日までのうち、区が指定する日
場所	大田区役所本庁舎（大田区蒲田 5-13-14）
合格発表	令和7年8月下旬 ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

※詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。

6 申込手続

(1) 提出書類（提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。）

① 受験申込書

② 職務経歴書

③ 児童心理の分野における資格や免許等が証明できる書類の写し

※③については、資格や免許等を有する場合のみ提出してください。

(2) 申込方法等

所定の提出書類に必要事項を記入し、いずれかの方法で申し込んでください。

申込方法	簡易書留による郵送（※）又は持参
申込期間（共通）	令和7年5月23日（金）から令和7年7月18日（金）まで （郵送の場合は当日消印有効）
持参受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）
郵送（持参）先	〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所総務部人事課人事担当（大田区役所本庁舎 5階）

※簡易書留によらないものの事故に関しては、責任を負いかねます。封筒の表に「大田区任期付職員（子ども家庭総合支援センター開設準備・係長級）採用選考受験申込」と朱書きしてください。

7 勤務条件

(1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】40歳の場合 給料月額 約348,000円（年収 約720万円）

※実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。（上記の給与モデルは職務経験を大学卒業後18年間として計算。）

※給料月額及び年収は、令和7年4月1日現在のものです。

※年収には、地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※採用時まで給与改定があった場合は、それによります。

(2) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

(3) 休暇等

年間20日の年次有給休暇のほか慶弔休暇等があります。

(4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

8 その他

(1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適性管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、既定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

参考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

(※) 令和7年6月1日以降は「禁錮」を「拘禁刑」に読み替えます。

大田区役所（本庁舎）案内図



所在地：〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

交通：JR 京浜東北線／東急池上線／東急多摩川線

東口から徒歩 1 分

問い合わせ先

大田区総務部人事課人事担当

03-5744-1152